

令和3年度 事業計画並びに資金収支予算書

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日



社会福祉法人日高市社会福祉協議会

目 次

令和3年度社会福祉法人日高市社会福祉協議会事業計画

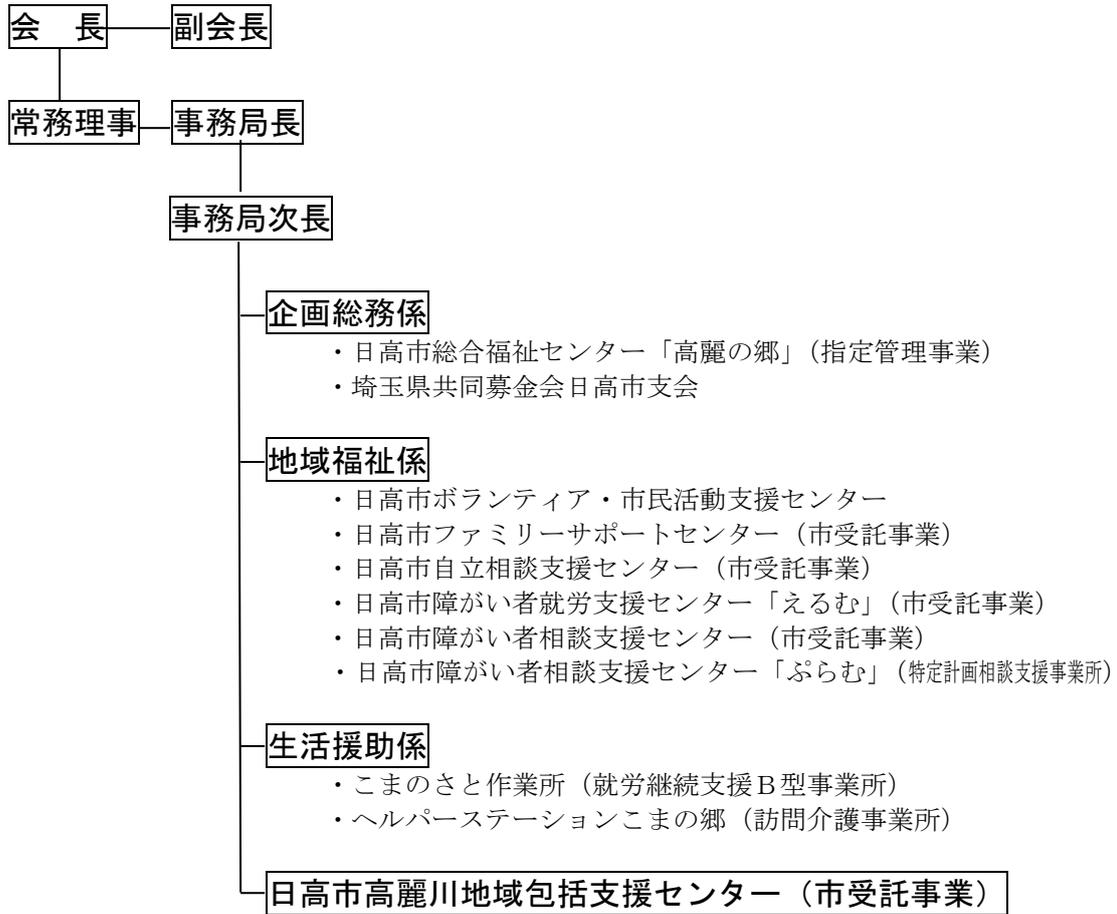
令和3年度事業推進体制、組織の沿革	1
日高市社会福祉協議会の使命、運営方針、重点項目	2
令和3年度事業計画書	4

令和3年度資金収支予算

令和3年度資金収支予算総括表

1 法人全体 資金収支予算書	23
2 事業区分別資金収支予算書	27
区分別資金収支予算書	33
・法人運営事業	
・地域福祉推進事業	
・ボランティアセンター活動事業	
・共同募金配分金事業	
・生活福祉資金貸付事業	
・福祉資金貸付事業	
・福祉サービス利用援助事業	
・障がい者相談支援事業	
・訪問介護等事業	
・障がい福祉サービス事業	
・総合福祉センター管理・経営事業	
・こまのさと作業所	
・ファミリーサポートセンター事業	
3 公益事業区分資金収支予算書(拠点区分別資金収支予算書)	53
・地域包括支援センター	
・障がい者就労支援センター	
・生活困窮者自立支援事業	
・生活支援体制整備事業	

●令和3年度事業推進体制



●組織の沿革

昭和32年	任意団体として「日高町社会福祉協議会」設置
昭和60年	法人化「社会福祉法人日高町社会福祉協議会」設立 (初代会長：駒野昇氏〔首長兼任〕) 法人登記年月日：昭和60年6月13日
平成3年	市制施行「社会福祉法人日高市社会福祉協議会」
平成9年	日高市総合福祉センターに事務所移転（日高市大字楡木201番地） 日高市総合福祉センター、在宅介護支援センター、ホームヘルパー派遣事業、心身障がい者地域デイケア事業の受託
平成12年	介護保険法施行。居宅介護支援事業、訪問介護事業実施
平成22年	居宅介護支援事業を廃止、地域包括支援センター事業を受託。心身障がい者地域デイケア事業を就労継続支援B型事業所へ移行。障がい者就労支援事業受託
平成23年	日高市地域支え合い事業開始
平成24年	ファミリーサポート事業受託
平成27年	生活困窮者自立相談支援事業、障がい者相談支援事業受託、特定計画相談支援事業実施
平成28年	日高市社会福祉大会第30回記念大会举行
平成29年	生活支援体制整備事業（第1層）受託
令和2年	生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業受託



「つながりをチカラに　そしてタカラに」

1 運営方針

一昨年末からの、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市民生活、そして地域福祉活動も大きな影響を受けています。そのような中、本年度は、「第3次日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画」5カ年計画の3か年目を迎え、中間の年を迎えます。

本計画の基本理念である「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」を軸として、コロナ禍の生活を支える体制づくりや、つながりを絶やさない地域づくりを具体的に進めてまいります。

2 重点取組

(重点取組1) 誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できる場づくり

- ① 地域福祉の担い手育成・支援
 - ・ 全市にわたって地域おたすけ隊によるサービス提供ができるよう、実施地域の拡大を図ります。
- ② アクティブシニアの社会参加促進
 - ・ ボランティアセンターをボランティア・市民活動支援センターに発展改組し、市民協働による中間支援（協働実践のプラットフォーム化）を促進し、アクティブシニア層と地域における様々なチャレンジチャンスをつなぎます。
- ③ 地域での居場所づくり支援
 - ・ 地域活動拠点を整備し、様々なニーズに対応する「地域の居場所」としての機能強化を図ります。
 - ・ 高麗、高麗川、高萩の3圏域にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、生活支援コーディネーターや地域関係者と連携し、地域におけるサロン活動の普及を促進します。

(重点取組2) 「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり

- ① 地域福祉意識の普及啓発促進
 - ・ 「地域福祉」を、もっと市民に身近なものにするため、様々な媒体、イベ

ント等による周知の強化を図ります。

- ・ 福祉教育は、認知症や精神障がい、発達障がいなどの理解を図るためのプログラム開発やその実施、支援を進めます。
- ② 地域における孤独・孤立防止の取組の強化
- ・ コロナ禍における生活状況の変化を踏まえ、住民の参加による見守り体制や、孤独・孤立防止の取組を強化します。
- ③ 地域支え合い体制の構築
- ・ 日高市地域支え合い体制整備運営事業の委託を受け、選定したモデル地域における地域支え合い体制の充実強化を図ります。
 - ・ 小中学校区を「住民主体地域活動圏域」と位置づけ、地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みる組織として「地域福祉推進組織」の設置を進めます。

（重点取組3）人と人、そして組織をつなぐ包括的な支援体制づくり

- ① 相談体制強化
- ・ 相談支援包括化推進員を配置し、部門の垣根を越えたあらゆる生活ニーズに関する相談に対応するため、必要な指導助言を行う体制を構築します。
- ② 関係機関相互の連携強化
- ・ CSW や生活支援コーディネーターなどから寄せられる困難なケースへの対応を進める中で、相談支援包括化推進員は、課題を市全体で解決できる仕組みづくりの提案などができるよう、関係機関相互の連携強化を図ります。
- ③ 権利擁護事業の実施に向けた準備を進めます。

3 重点取組の確実な実施に向けた対応

- ① 年度ごとの計画目標に沿ったロードマップ（実施計画）の内容を見直し、実状にあった計画目標を設定します。
- ② 社協だより「ひだまり」やホームページ、日高市地域福祉フォーラムなどの開催を通じて、計画の進捗状況を公表し、市民の関心を高めるのと同時に、活動への参加を促進します。

令和3年度

社会福祉法人日高市社会福祉協議会

事業計画

社会福祉事業

I 地域福祉事業			
1	法人運営事業	担当	企画総務係
事業計画・概要			めざす成果
<p>(1) 法人の組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理事会の開催（年5回） 法人の業務を執行します。 ②評議員会の開催（年4回） 法人の業務に関する重要事項を決定します。 また、評議員選任・解任委員会を適宜開催します。 ③監査の実施（年1回） 業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査します。 ④三役会議の開催（年12回） 法人の重要事項の事前協議等を行います。 ⑤財源確保の促進 <ul style="list-style-type: none"> ア 社協会員の募集 イ 寄付金の受入れ ウ 不要な入れ歯や使われないアクセサリーの回収 ⑥係長・管理者会議（年12回）、職員会議（年12回） <p>(2) 総務・経理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会計処理の適正化 会計処理説明会、予算実績管理支援、職員向けFQAの充実 ②総務業務の適正化 備品管理、車両管理、PC管理、情報管理 ③広報の充実 広報紙の編集発行、ホームページ運営 <p>(3) 人事・給与業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研修事業の実施（適宜） ②契約職員キャリアパスの導入検討 ③人事・給与システムの運用 ④能力評価の実施 ⑤福利厚生事業（予防接種費用の独自補助、職場健診） ⑥職場の安全衛生（産業医、安全衛生管理業務） ⑦労働協定に基づく労働環境の整備と管理 <p>(4) 地域支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉推進事業における事務処理支援 ②窓口対応などの接客対応の品質向上 ③後援名義使用許可対応、協賛事業の支援 			<p>各種取組を通じて法人の情報公開、運営の透明性を高め、市民に信頼される社会福祉法人運営をめざします。</p>

2	地域福祉推進事業	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>(1) 地域支え合い体制の構築</p> <p>学校区を住民主体地域活動圏域として、地域支え合い体制の構築を支援します。</p> <p>①日高市地域支え合い体制整備運営事業（市受託事業）</p> <p>住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備を進めます。</p> <p>ア モデル地域（武蔵台・高根）での取組の強化</p> <p>イ 地域活動拠点の整備、充実</p> <p>②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置</p> <p>地域の個別の問題解決と地域づくりを進めるため、CSWを配置します。</p> <p>③日高市民生委員・児童委員連絡協議会との連絡調整</p> <p>(2) 日高市地域支え合い事業</p> <p>①地域おたすけ隊運営支援</p> <p>ア 保険加入支援</p> <p>イ コーディネーター会議の開催（年4回）</p> <p>ウ 新規立ち上げの支援</p> <p>エ 運行管理委任自動車の整備 （武蔵台、高根、日高団地）</p> <p>②地域支え合い協力店に関する事務</p> <p>ア 登録管理</p> <p>イ 地域商品券精算処理</p> <p>③地域支え合いの財源確保の強化</p> <p>自動販売機設置等の促進</p> <p>(3) 地域支え合い活動への助成</p> <p>①福祉のまちづくり活動助成金</p> <p>ア 連絡会設置補助金</p> <p>イ まちづくり活動助成金</p> <p>②地域活動拠点助成</p> <p>地域活動拠点への助成</p> <p>※地域支え合い体制整備運営事業</p>		<p>モデル地区の取組を通じて、地域ごとのニーズに対応した活動を進めます。</p>	

(4) 地域支え合い意識の醸成

①福祉教育プログラムの支援

市内の学校や職場、地域等で実施できる福祉教育プログラムメニューの開発及び福祉教育プログラムの実施に向けた連絡調整等のほか、ボランティア等を派遣して、その取組を支援します。

福祉教育プログラム修了者に、地域福祉活動への参加協力を促進します。

②社会福祉士養成校の実習生受入・指導

今後の社会福祉を担う人材養成を支援します。

③家庭介護教室（市受託事業）

介護について体験的に学習できる機会を、専門学校や地域包括支援センター等の協力のもと企画、実施します。

(5) 市民生活支援事業（地域における公益的な取組）

市民が抱える福祉課題の解決や改善を図るため、社会福祉法人の地域における公益的な取組として福祉サービスを積極的に提供します。

①福祉用具の貸出

緊急かつ一時的に（最長6ヶ月まで）車いすやポータブルトイレ等が必要となった場合に貸し出します。

②福祉自動車の貸出

障がい者や難病のかたなどの外出を支援するため、福祉自動車の車輻を貸し出します。

③印刷機の貸出

(6) 法人としての社会貢献活動、新たなニーズへの対応

①彩の国あんしんセーフティネット事業への協力

制度の狭間にある生活問題へ対応するため、社会貢献活動費を拠出して取組に協力を

②自閉症・発達障がい啓発事業への協賛及び実行委員会への参加協力

③成年後見におけるありかた検討会議の開催

3	ボランティアセンター活動事業	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>ボランティア・市民活動の振興を通じて、住民主体による地域福祉の推進を図ります。</p> <p>(1) ボランティアセンター・市民活動支援センター運営事業</p> <p>①ボランティアコーディネーターの設置 ボランティア活動に関する相談に応じ、必要な連絡調整を行うため、ボランティアコーディネーターを設置します。</p> <p>②ボランティア活動相談【新規】 ボランティアサポーターズクラブと協働による相談窓口を開設します。</p> <p>③ボランティア登録・保険加入事務 ボランティアへ必要な情報を提供するとともに、活動への安心感を高めるため保険加入手続を行います。</p> <p>④ボランティア活動支援 生活支援に関するテーマに対応するため、次のボランティア活動の支援に取り組めます。</p> <p>ア 運転ボランティア活動支援 イ 保育ボランティア活動支援 ウ 点字用具の整備 エ 声のおたより活動の支援 オ ガイドヘルプボランティア活動支援 カ 傾聴ボランティア活動支援</p> <p>⑤機材・レクリエーション用具の貸出</p> <p>(2) ボランティア体験学習事業 ボランティア活動への参加を促進するとともに、講座等の実施により人材を育成します。※一部埼玉県社会福祉協議会補助事業</p> <p>①彩の国ボランティア体験プログラムの実施 ボランティア活動への参加の機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。また、コロナ禍においても参加できるような取組を進めます。</p> <p>(3) シニアの社会参加促進・ボランティア活動支援事業 シニア層の社会貢献活動などへの参加を促すとともに、ボラン</p>		<p>市民との協働によるボランティア・市民活動の普及啓発を図り、活動に参加する人のすそ野を広げます。</p>	

ティア団体が地域社会において活躍できるよう支援体制を構築します。

①ボランティアサポーターズクラブの設置及び運営

ボランティア・市民活動への参加を促進し、市民参加による協働のまちづくりを図るため、ボランティアサポーターズクラブを設置し運営支援を行います。

②日高ボランティアネットの運営

ボランティア活動のきっかけづくりのため、内容の充実を図ります。

(4) 災害ボランティアに関する活動支援

①災害ボランティアセンター訓練

運営マニュアルの改訂を行い、実際の場面を想定した訓練（職員対象）を実施します。

②災害時の職員派遣

他地域での災害時に、埼玉県社会福祉協議会等の要請に応じて職員を現地に派遣します。

(5) ボランティア活動等支援事業補助金の交付（市補助事業）

ボランティア団体が行うボランティア活動等を支援するため、その活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

災害時に対応できるよう職員の意識を高めます。

4	共同募金配分金事業	担当	各係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>(1) 一般募金配分金事業</p> <p>①高齢者チャレンジ活動助成事業 高齢者のICT（情報通信技術）の向上を図り、孤立・孤独の防止や社会参加の促進を目的とした取組に対して助成します。</p> <p>②障がい者チャレンジ活動助成事業 障がい者がスポーツを通じて健康増進を図るための取組を進めるものに対して支援します。</p> <p>③子ども・子育てチャレンジ活動助成事業 児童遊園地の整備や、遊園地を活用したプログラムの実施を通じたチャレンジを支援します。 子育てにおける孤立・孤独を防ぐ取組へ助成します。</p> <p>④赤い羽根「安心相談広場」 市民に身近な相談窓口を開設します。</p> <p>ア 心配ごと相談 イ 無料法律相談 ウ 成年後見に関する相談【新規】</p> <p>(2) 歳末たすけあい募金配分金事業</p> <p>①地域見守り・支え合い事業 地域で取り組まれる見守りや、生活支援活動を助成します。</p> <p>ア おせちセットの宅配 イ 訪問カットサービスの支援 ウ 民生委員調査連絡活動・見守り活動への助成 エ 地域居場所づくりの支援 オ 地域商品券の発行</p> <p>②福祉広報事業 ア ホームページの運営 イ 社協だより「ひだまり」発行</p> <p>③福祉功労者等への顕彰、表彰 ア 日高市社会福祉大会の開催 イ 小中学生作文コンクールの実施</p> <p>④日高市地域福祉フォーラムの開催</p>		<p>共同募金事業全体を通じて、市民への福祉活動への参加や啓発を進め、孤立・孤独の防止や生活支援を目的とした取組を強化します。</p> <p>地域の中で見守りを必要とする人への支援を通じて、安否確認や声かけのきっかけづくりを進めます。</p>	

5	生活福祉資金貸付事業（埼玉県社協受託事業）	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>他の機関からの借り入れが困難な低所得世帯等への資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように実施します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少で生活維持困難な世帯に対し、期間限定で行う特例貸付の対応を実施します。</p> <p>①生活福祉資金（福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金） ②総合支援資金 ③不動産担保型生活資金 ④要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ⑤臨時特例つなぎ資金 ⑥緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）</p>		<p>生活困窮者自立支援制度等との連携により、必要な貸付を行うことで、世帯の自立助長に努めます。</p>	

6	福祉資金貸付事業	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>低所得世帯が、臨時の出費又は収入欠如等のおそれがあるため、生活維持が困難となった場合に、その応急的支援によって、生活の安定と自立を助け、住民福祉の向上を図ります。</p>		<p>相談支援と償還指導を定期的実施し、連絡が途切れないよう努めます。</p>	

7	福祉サービス利用援助事業（埼玉県社協受託事業）	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を安心して送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や暮らしに必要なお金の出し入れなどの援助を行います。</p> <p>（1）基本サービス 福祉サービス利用援助 （2）選択サービス 日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービス</p>		<p>支援計画に基づいて評価を行い、安心して生活を送れるように支援します。</p>	

8	障がい者相談支援事業（一部市受託事業）	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>（1）障がい者計画相談事業 障がい福祉サービスを希望する人に、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい者相談支援センター「ぷらむ」が支援します。</p> <p>①サービス利用支援 ②継続サービス利用支援</p> <p>（2）障がい者相談支援事業（市受託事業） 障がい者の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。</p>		<p>地域総合支援協議会や連携会議などにより、連携協力体制を整備していきます。</p>	

II ヘルパーステーション			
1	訪問介護事業	担当	生活援助係
事業計画・概要			めざす成果
<p>要介護又は要支援状態(総合事業対象者含む)にある高齢者等の要介護者に対し、身体介護や生活支援等の必要なサービスを提供します。</p> <p>(1) 介護保険法によるサービスの実施</p> <p>①身体介護・生活支援 食事、着替え、入浴介助等の身体介護及び、調理、洗濯、掃除、買物等の生活援助の支援を行います。</p> <p>②相談・助言 生活、身上、介護に関する相談及び助言を行います。</p> <p>(2) 総合事業によるサービスの実施 要支援の人が総合事業に移行した場合の支援を行います。</p> <p>(3) 研修会、実習生の受け入れの実施</p> <p>①研修会 サービスの質の向上や介護技術を高めるために検討会議及び各種研修会を行います。</p> <p>②実習 介護福祉士養成のための実習の場を提供します。</p>			<p>要介護認定を受けた高齢者が自宅にて安心した在宅生活が維持できる訪問介護をめざします。</p> 

2	障がい福祉サービス事業	担当	生活援助係
事業計画・概要			めざす成果
<p>障がい(児)者に対し、身体介護や生活支援等の必要なサービス及び相談援助を提供します。</p> <p>(1) 障害者総合支援法によるサービスの実施</p> <p>①居宅介護 知的・身体・精神の障がいがある方、難病疾患がある方への身体介護及び家事援助の支援を行います。生活する中での相談助言を行います。</p> <p>②重度訪問介護 日常生活全般に常時支援を要する、脳性まひ等全身性障がいがある方への日常生活支援を行います。</p> <p>③同行援護 屋外での移動に制限のある視覚障がいがある方への移動介護を行います。</p> <p>④移動支援(地域生活支援事業) 屋外での移動に制限のある全身性障がい及び知的障がいがある方への移動介護を行います。</p> <p>(2) 養育支援訪問事業(市受託事業) 家事及び養育の支援が必要な家庭へ、市の要請に基づきホームヘルパーの派遣を行います。</p>			<p>支給決定を受けた障がい者が自宅にて安心した生活を送れるよう支援します。また、外出することにより社会参加を促し、その人が自立した生活を送れるよう支援します。</p> 

Ⅲ 総合福祉センター管理・経営事業			
総合福祉センター(指定管理事業)		担当	企画総務係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>高齢者や障がい者の自立促進及び健康増進を図り、市民の相互交流及び地域福祉活動を促進することを目的として、安全性と快適性をもって効率よくサービスを提供できるよう指定管理者としての管理運営を行います。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、新しい生活様式に則したサービスの提供を図り、施設の安全及び衛生管理を徹底します。</p> <p>(1) 総合福祉センター管理・経営</p> <p>①会議室等の貸出・調整業務</p> <p>会議室等の貸出及び利用に際し、適切に手続きを行います。</p> <p>②建物・施設の維持管理</p> <p>建物及び施設の維持管理、保守点検、修繕、清掃などを適切に実施し、安全意識を持った管理運営を行います。</p> <p>③職員の研修</p> <p>緊急時の適切な対応を目的として研修の充実を図ります。</p> <p>ア 消防訓練の実施</p> <p>災害を想定し、年2回の消防訓練を実施します。</p> <p>消防訓練は、緊急事態への対応を進めるため、内容の見直しを行い、充実を図ります。</p> <p>イ 普通救命講習の実施</p> <p>職員の資質向上及び緊急時に適切な対応ができるよう、普通救命講習を行います。</p> <p>④自主事業の充実</p> <p>サービスの質の向上を図ることを目的として、指定管理者として取り組む自主事業の充実を図ります。</p> <p>ア 利用者アンケートの実施</p> <p>来館者の要望を把握し、サービスに反映させるため、アンケートを実施します。</p> <p>イ 情報提供の充実</p> <p>センターでの催事や取組について、積極的に情報提供を行い、利用者の拡大を図ります。</p>		<p>施設の長寿命化という観点に基づき、利用者が安全に過ごせるよう施設の維持管理を行います。</p> <p>災害時を想定した訓練等との連携、連動について検討します。</p> <p>総合福祉センターの利用を促進するため、情報発信の強化に努めます。</p>	

IV こまのさと作業所

こまのさと作業所

担当

生活援助係

事業計画・概要

めざす成果

障害者総合支援法に基づき、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び家族の意向、適性・障がいの特性、その他の事情をふまえた個別支援計画を作成し、利用者に対して適切かつ効果的な日中活動サービスを実施します。

作業効率の向上、作業環境の整備及び請負作業受注の強化により、利用者の工賃アップを目指します。

(1) 就労支援事業の実施

障がいがあってもその人らしく誇りややり甲斐を持って、安心して快適に就労するための支援を行います。

①企業からの請負作業

既存の請負作業の充実とともに、新規取引先企業の開拓や施設外での就労など、就労メニューの充実を図ります。

- ア ギフト商品に関する箱折り、セット組み作業
- イ 金属ボルトの計数、結束作業
- ウ ガスメーターの組み立て作業
- エ 紙袋のひも通し、取っ手付け作業
- オ 種の袋入れ
- カ 施設外就労



②自主製品製造販売事業

エコポットを利用した製品ラインナップを充実させ、より積極的な販売活動を展開します。

- ア 古紙リサイクル植木鉢（エコポット）
- イ 廃油リサイクル石けん（エコ石けん）
- ウ その他工芸品



③一般就労に向けた支援

- ア 職場実習
- イ 求職活動支援



(2) その他

地域社会との交流を深め、関係機関と連携を図り、地域の中で社会の一員として意欲と生き甲斐を持って生活するための支援を行います。

①身辺処理能力・日常生活能力向上のための取組

- ア 着替えや整容、食事や排泄の支援
- イ 掃除や洗濯等スキルの向上

②社会生活能力向上のためのプログラムの実施

③余暇活動、レクリエーションの実施

- ア スポーツレクリエーション
- イ ウォーキング、バーベキュー

④送迎車の運行

希望する利用者の自宅又は指定場所までの送迎を行い、利用者の通所時の安全確保と、保護者の負担軽減を図ります。

個別支援計画に基づいたきめ細かな支援を通じて、障がいのある利用者の能力向上や自己実現を促し、充実した日常生活を実現します。



公益事業

I 地域包括支援センター事業		
1	地域包括支援センター	担当：日高市高麗川地域包括支援センター
事業計画・概要		めざす成果
<p>日高市地域包括支援センター事業の運営方針に基づき次の業務を行います。</p> <p>(1) 包括的支援事業</p> <p>① 第一号介護予防支援事業 総合事業において、事業対象者に支援計画を作成し、訪問型サービス、通所型サービスを適切に提供し、自立した生活が続けられるよう支援します。なお、要支援認定を受け、総合事業のみを利用する場合も第一号介護予防支援事業として一体的に支援します。</p> <p>② 総合相談支援業務 本人、家族、地域住民、ネットワーク関係者などからの情報をもとに、高齢者宅を訪問することで心身の状況や家庭環境などを把握し相談者に適切な支援や提案を行います。</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>① 成年後見制度の活用 ② 高齢者虐待への対応 ③ 困難事例への対応 ④ 消費者被害の防止</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 介護支援専門員が社会資源を活用できるよう地域の連携、協力体制を整備します。</p> <p>② 介護支援専門員に対する支援 支援困難ケースなどについて、助言や同行訪問を行い円滑な業務ができるよう後方支援を行います。</p> <p>③ ケアマネサロンの開催 「日高市ケアマネ連絡会」での協議により、年6回、資質の向上を目的とした事例検討会や外部講師による研修会などを行います。</p> <p>(4) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>① 飯能地区在宅医療・介護連携推進会議への出席 ② 多職種連携座談会 「飯能・日高ワールドカフェ」への参加 ③ 「在宅医療連携拠点はんのう」との連携</p> <p>(5) 認知症総合支援事業</p> <p>① 認知症初期集中支援事業 認知症初期集中支援チーム検討委員会への出席、初期集中支援チーム員会議を通じて認知症のかたの支援に努めます。</p> <p>② 認知症地域支援推進員の活動 認知症地域支援推進員の定例会議を通じ、認知症サポーター養成講座、認知症カフェを開催し、地域のかたに認知症についての正しい知識の普及啓発、当事者の社会参加の機会、介護者の交流の場を提供します。</p>		<p>地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護保険サービス以外の社会資源を把握し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援します。</p> <p>当事者の権利を守るための支援を行います。高齢者虐待については市と迅速に連携し適切な対応をします。</p> <p>困難ケースの介入を行い、具体的な支援方針を提案し介護支援専門員への支援に努めます。</p> <p>* 西武ライオンズによる地域貢献事業の様子</p>  <p>認知症のかたが地域で安心して住み続けられるよう、早期に適切な支援に努めます。</p> <p>* 市内店舗での骨密度測定会の様子</p>

③認知症家族・当事者への支援

オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施を支援し、認知症のかた、およびその家族や支援者の社会参加を支援します。

- ・「もみじ茶屋」主催：こま川団地自治会（第3水曜日）
- ・「オレンジカフェ東急」主催：東急オレンジカフェ実行委員会（第4火曜日）
- ・「オレンジカフェ田波目」主催：田波目区自治会（第4金曜日）

（6）生活支援体制整備事業（第2層担当）

第2層の生活支援コーディネーターとして担当圏域のニーズと既存の社会資源の把握、担い手づくりなど、住民共助の活動の充実に努めます。また、今年度は、高麗川地区の介護保険事業所でケアラー支援するための介護者サロンの定期開催と圏域型地域ケア会議の開催を目指します。

（7）地域ケア会議の充実

①ケアマネジメント支援型地域ケア会議の参加

市が主催するケアマネジメント支援型の地域ケア会議への出席、調整、進行を行います。

②圏域型地域ケア会議

自治会や行政区単位で高齢者の実態把握及び地域課題の共有のための会議を定期的に行います。

（8）指定介護予防支援業務

訪問介護、通所介護以外のサービスを利用される方は引き続き介護認定申請をしていただき、介護予防給付によるサービス提供を行います。

（9）一般介護予防事業

①日高市健康口コモ体操を中心とした介護予防教室「日高ロコトレ教室」を総合福祉センター高麗の郷で行います。

②認知症予防に特化した「脳イキイキ教室」を高麗川南公民館、日高アリーナで実施し、認知症予防に努めます。

③地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防教室として開始した「くりくり元気体操」の普及とその活動を支援する介護予防ボランティア（くりくりサポーター）の支援に努めます。

（10）その他の事業

- ① 認知症サポーター養成講座。
- ② 救急医療情報キットの配布（随時）
- ③ 介護マークの交付（随時）
- ④ 日高市地域包括支援センター便りの発行（年2回）
- ⑤ 日高市情報交換会の実施（隔月）
- ⑥ 在宅看護実習生の受け入れ（埼玉医科短期大学）
- ⑦ 介護保険制度説明などの出前講座の実施

○重点課題

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

○重点目標

- ・高麗川地区で圏域型地域ケア会議を開催し地域の連携を強めます
- ・高麗川地区においてケアラー支援の拠点を作ります



介護する人を地域で支援する体制を作ります。

第1層の担当者と連携して地域に高齢者が気軽に集える場所を作ります。

介護予防教室を通じて高齢者の運動機能の低下や認知機能の低下を防ぎます。

*日高ロコトレ教室の様子



*中学校での認知症サポーター養成講座の様子



*小学校での認知症サポーター養成講座の様子



Ⅱ 障がい者就労支援事業		
障がい者就労支援センター（市受託事業）	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果
<p>障がい者の就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、就労の促進を行うことにより、障がい者の自立と社会参加を図ることを目的として、日高市障がい者相談支援センター「えるむ」を運営します。</p> <p>①職業相談 利用者やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談</p> <p>②就労準備の支援 利用者の適性などを把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援</p> <p>③職場開拓 ハローワークへの同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を支援</p> <p>④職場実習の支援 利用者が職場に慣れるために職場実習を行うとともに、事業主の利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行うなどの支援</p> <p>⑤職場定着の支援 各種の不安や悩みを解消するための相談。また、事業所を訪問し、利用者、家族、事業主などに必要な助言や調整</p> <p>⑥離職時の調整及び離職後の支援</p>		<p>就労準備支援や職場定着支援及び就労支援に関連する生活支援を進めます。</p> <p>障がい者就労に対する理解・啓発を目的に、「障がい者就労支援交流会」を毎年開催します。</p> <p>教育機関や事業所と連携を図り、より安定した就労が定着できるように支援します。</p>

Ⅲ 生活困窮者自立支援事業		
自立相談支援センター(市受託事業)	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果
<p>1 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るよう支援します。</p> <p>(1) 自立相談支援事業</p> <p>①自立相談支援事業</p> <p>アセスメントによりプラン案の作成、支援調整会議の実施</p> <p>②自立相談支援事業による就労支援</p> <p>③住居確保給付金給付金の支給</p> <p>④生活困窮者世帯の子どもの学習支援</p> <p>⑤無料職業紹介事業</p> <p>⑥職員の資質向上のための研修受講促進</p> <p>(2) 地域づくり・地域連携業務(相談支援体制包括化の推進)</p> <p>行政、関係機関、市民との連携を進めます。</p> <p>①普及・啓発促進</p> <p>②新たな社会資源の検討、その他情報の活用と連携</p> <p>③生活の困りごとなどの出前相談</p> <p>④フードバンク・フードドライブの実施</p> <p>⑤フードパントリーの定期開催【新規】</p> <p>2 生活困窮者就労準備支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの一貫した支援を計画的に実施します。</p> <p>(1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し</p> <p>(2) 日常生活自立に係る支援</p> <p>(3) 社会自立に係る支援</p> <p>(4) 就労自立に係る支援</p> <p>(5) その他必要と認められる支援</p> <p>3 生活困窮者家計改善支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、家計に課題を抱える生活困窮者に</p>		<p>困りごとを抱えた人(世帯)が、安心・安定した生活を送れるよう包括的な支援を行います。</p> <p>包括的な相談支援体制に向けた市の複合課題調整チームとの連携強化を図ります。</p> <p>無料職業紹介事業により、就労支援を強化します。</p> <p>課題を整理し、不足している社会資源の検討及び充実を目指します。</p>

対して、必要な情報の提供又は専門的な助言、指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。

- (1) 家計管理に係る支援
- (2) 滞納の解消及び各種給付制度等の利用に向けた支援
- (3) 多重債務者相談窓口等との連携による債務整理の支援
- (4) 貸付のあっせんに係る支援
- (5) その他必要と認められる支援

IV 生活支援体制整備事業		
生活支援体制整備事業(市受託事業)	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果
<p>高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として実施します。</p> <p>(1) 生活支援コーディネーター（第1層）の配置</p> <p>生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様な取組の調整業務を行うことにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。</p> <p>(2) 協議体の運営</p> <p>生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画を進めるため、生活支援コーディネーターと多様な活動団体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体（第1層）を運営します。</p> <p>また、協議体で集約された情報をホームページにまとめ、公開し、地域マップと並行して利用の促進を図ります。</p> <p>(3) 担い手養成に向けた取組</p> <p>地域生活支援体制の構築に向けて、区長（福祉委員）や民生委員などの関係者に向けた事業周知及び協力の呼びかけを強化します。</p> <p>また、地域福祉の裾野を広げるため、担い手の確保を進めることを目的とした養成講座を実施します。</p>		<p>社会福祉協議会が進める地域福祉事業や、地域包括支援センターの生活支援コーディネーター、行政との連携強化を進め、体制強化を図ります。</p>

令和3年度

資金収支予算